

552万人利用の「ふるさと納税」 確定申告の添付書類が便利に

総務省が公表した調査結果^{*1}によれば、令和3年度の住民税課税時における「ふるさと納税」の適用者数は552.4万人でした。この「ふるさと納税」を所得税の確定申告（以下、確定申告）によって適用する場合の添付書類について、令和3年分から便利なものが加わります。

ふるさと納税の概要

(1) ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体（以下、団体）^{*2}へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。

(2) 確定申告をしなくてもよい場合

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5か所以内の場合には、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といいます。先の総務省の調査結果では、適用者数は270.8万人と、5割弱がこの制度を利用しています。

確定申告時に必要となる書類

(1) 確定申告をする際に必要となる書類

ふるさと納税を確定申告で適用するには、寄附先の団体が発行した「寄附金受領書」が必要です。ただし、令和3年分の確定申告からは、この書類に代えて、**特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」**（以下、証明書）を用いることができます。

(2) 特定事業者とは

「特定事業者」とは、国税庁長官により指定を受けた一定の者をいい、一覧が国税庁のサイトで公表されています。令和3年（2021年）9月15日現在、次の特定事業者が公表されています。

ポータルサイト名	特定事業者
ふるなび	株式会社アイモバイル
さとふる	株式会社さとふる
楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社
ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク
ふるさとパレット	東急株式会社
ふるさとプレミアム	株式会社ユニメディア
ふるさとぶらす	株式会社エスツー
セゾンのふるさと納税	株式会社クレディセゾン
ANAのふるさと納税	全日本空輸株式会社
ふるさと本舗	株式会社ふるさと本舗
三越伊勢丹ふるさと納税	株式会社三越伊勢丹
JALふるさと納税	株式会社JALUX
au PAY ふるさと納税	KDDI株式会社

出典：国税庁 HP「国税庁長官が指定した特定事業者（令和3年9月15日現在）」一部編集 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo/kifukin/tokutei.htm>

(※1) 総務省 HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000101.html

(※2) 令和3年分の確定申告時に対象となる寄附のうち指定を受けていない団体は、東京都と高知県奈半利町の2団体のみです。

(3) 証明書の記載事項と様式

証明書には、次の事項の記載が必要です。

- ① 寄附者の氏名、住所
- ② ①がその年中にそのポータルサイトを通じて寄附をした総額（年間寄附額）
- ③ 特定事業者が管理する寄附の番号（寄附番号）
- ④ 寄附年月日
- ⑤ 寄附先の名称及び法人番号
- ⑥ その他参考となるべき事項

※①から⑥（②については寄附ごとの金額）の事項については、寄附先の団体に連絡する必要があります。

また、様式のイメージは次のとおりです。

● 様式のイメージ（記載例付き）：

証明書 (XML 形式) を「QRコード付証明書発行システム」で出力した際のイメージ

令和3年分 寄附金控除に関する証明書
(都道府県・市区町村に対する寄附金)

寄附者氏名 国税 太郎
寄附者ID 309900
寄附者住所 東京都千代田区有明1-1-1
年間寄附額 300,000円

上記の寄附者から、所得税法第78条2項及び法人税法第37条第3項に該当する寄附が行われたことを証明します。

令和4年1月15日
特定事業者名 (法人番号: 特定事業者の法人番号)

○寄附の内訳

寄附番号	寄附年月日	寄附先に関する事項		寄附金の額	備考	キャンセル 候補
		名称	法人番号			
AA-0000012	2021年1月15日	特定事業者A	XXXXXXXXXX	50,000		
AA-0000015	2021年2月1日	特定事業者B	XXXXXXXXXX	30,000		
AA-0000049	2021年3月10日	特定事業者C	XXXXXXXXXX	50,000		
AA-0000055	2021年4月10日	特定事業者D	XXXXXXXXXX	20,000		キャンセル
AA-0000074	2021年5月15日	特定事業者E	XXXXXXXXXX	10,000		
AA-0000082	2021年6月15日	特定事業者F	XXXXXXXXXX	10,000		
AA-0123456	2021年7月15日	特定事業者G	XXXXXXXXXX	30,000		
AA-0555571	2021年8月15日	特定事業者H	XXXXXXXXXX	5,000		
AA-0912345	2021年9月15日	特定事業者I	XXXXXXXXXX	25,000		
AA-0000012	2021年1月15日	特定事業者J	XXXXXXXXXX	50,000		



出典：国税庁 HP「寄附金控除の証明書の様式、記載例」（一部）<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo/kisairei.pdf>

この証明書は、ご利用のポータルサイトから電子データ (XML 形式) により提供を受ける、あるいは郵送などの方法により発行を受けます。具体的な手続きは、各ポータルサイトにてご確認ください。

証明書の利用が便利なケース

(1) 紛失や適用漏れのリスク

原則、寄附の都度、寄附金受領書の発行があるため、寄附の回数が増えるほど受け取る頻度や保管を要する枚数が多くなり、保管場所の確保や紛失のリスクが伴います。

また、1年分をまとめて申告するため、いつどこにいくら寄附をしたのか、その情報をどこかに記録しておかないと、適用を漏らすリスクも考えられます。

(2) 単一のポータルサイト+複数回の寄附

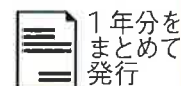
団体へ直接寄附をするのではなく、会員となっているクレジットカード会社や特定のサイトなど、特定事業者が運用しているポータルサイトを単一利用して、複数の団体へ寄附をしているような場合は、証明書の発行を受けることで1年分をまとめて入手できるため、(1)のリスク軽減につながります。

[各団体発行の
寄附金の受領書]

[特定事業者
発行の証明書]



都度発行



1年分を
まとめて
発行

ふるさと納税の利用をお考えの方は、寄附先の選定とともに代替となる証明書の活用もあわせてご検討ください。

参考：国税庁 HP「令和3年分の確定申告からふるさと納税（寄附金控除）の申告手続きが簡素化されます」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo/kifukin.htm>